

青色の助成券（平成26年度分）の有効期限は3月31日まで。期限切れにご注意を！

## 平成27年度高齢者バス等利用助成券の受け付けが始まります

市内を運行するバスや伊豆箱根鉄道駿豆線乗車時に、1乗車100円分として利用できる助成券を、1年に1回、30枚交付します。

**対象** 平成28年3月31日時点で70歳以上になる市内在住の人（昭和21年3月31日以前に生まれた人）

※三島市に住民登録のない人は除く。

**持ち物** 官公署が発行する身分証明書（保険証、運転免許証など）※代理申請の場合は、対象者と代理人双方の身分証明書が必要（代理人は同居の家族に限る）

**利用できる交通機関**

【バス】せせらぎ号、なかざと号、きたうえ号、ふ

れあい号、伊豆箱根バス、富士急バス、沼津登山東海バス

【鉄道】伊豆箱根鉄道駿豆線

**注意事項**

▶新しい助成券は若竹色です。26年度の青色の券は4月1日以降使用できません。

▶受付開始から1週間程度は混雑が予想されます。時間に余裕を持ってお越しください。

▶駐車場が混雑します。公共交通機関の利用にご協力ください。

**問合せ** 長寿介護課（☎983-2609）

●**受付場所・日時** ※申請は専用窓口開設日以降も各受付場所で可能です。

受付場所	受付開始日	受付日時
市役所長寿介護課	受付開始 4月7日(火)から	月～金曜日・午前8時30分～午後5時15分
中郷文化プラザ	受付開始 4月9日(木)から ※4月9日(木)・10日(金)は専用窓口開設	火～金曜日・午前9時～午後5時
北上文化プラザ	受付開始 4月13日(月)から ※4月13日(月)・14日(火)は専用窓口開設	月～金曜日・午前9時～午後5時
錦田公民館	受付開始 4月15日(水)から ※4月15日(水)・16日(木)は専用窓口開設	月～金曜日・午前9時～午後5時
坂公民館	受付開始 4月17日(金)から	月～金曜日・午前9時～午後5時

## 平成27年度 固定資産税に係る縦覧および閲覧

**縦覧・閲覧時間** 4月1日(水)～5月7日(木)午前8時30分～午後5時15分（閉庁日を除く）

**縦覧・閲覧場所** 市役所西館1階資産税課

**持ち物** 身分証明書（運転免許証や健康保険証など）

※納税義務者本人以外の場合は、以下の書類が必要

- ◆同居の親族…前年度分の納税通知書
- ◆代理人…納税義務者の委任状（法人は委任状に代表者印を押印したもの）
- ◆借地借家人など…納税義務者（所有者）との権利関係が確認できるもの（賃貸借契約書など）

**縦覧とは**…納税義務者ならびにその同居の親族および代理人が、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を見ることができます。これによって、自己の資産の価格と市内にある資産の価格を比較し、自己の資

産の評価が適正であるかを確認できます。

〈記載されている事項〉

土地価格等縦覧帳簿…所在、地目、地積、価格など  
家屋価格等縦覧帳簿…所在、種類、構造、床面積、価格など

**閲覧とは**…納税義務者ならびにその同居の親族および代理人と、借地借家人など対価を支払って固定資産を使用している人や固定資産の処分権限を有する人が、関係する固定資産についての課税台帳を見ることができます。

**問合せ** 資産税課（☎983-2627、☎983-2758）



国民健康保険加入者の学生はお忘れなく

## 学生用国民健康保険証の手続きについて

国民健康保険に加入している学生で、入学・卒業などに伴い、住所などが変更になる場合は手続きが必要です。

### 保険証の交付・更新手続きが必要な場合

**交付対象者** 国民健康保険に加入していて、学校などに通うため親元を離れて生活する人（下宿先などに住民票を移す人）

**更新対象者** 平成27年3月31日までの学生用保険証を持つ人で、引き続き学校などへ通う人

#### 交付・更新手続きに必要な持ち物

- ・国民健康保険証（更新の場合は学生用保険証）
- ・入学または在学を証明するもの（学生証・合格通知書・授業料の領収書など）
- ・認め印

### 保険証の返還が必要な場合

**対象** 学生用保険証を持っていたが、卒業などにより学生でなくなった人、または他の健康保険に加入した人

#### 返還手続きに必要な持ち物

- ・学生用国民健康保険証
- ・勤務先の健康保険証または健康保険加入証明書
- ・認め印

※卒業後、健康保険のない事業所などに勤務するか、当分の間就職しない人は、住民登録地の市町村の国民健康保険に加入することになります。この場合も、三島市の保険年金課に届け出が必要です。

**問合せ** 保険年金課（☎983-2604）

20歳以上の学生で国民年金保険料の納付が困難な場合、在学中の保険料納付が猶予されます

## 国民年金の学生納付特例申請をお忘れなく

20歳以上の学生が保険料の納付が困難な場合、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例」を申請することができます。

### 新規で学生納付特例を希望する場合

**対象** 学校教育法で定める大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに在学中の学生（定時制、夜間部、通信課程含む）

**申請場所** 保険年金課国民年金係（市役所本館1階）

※10年間のうちに保険料を納付（追納）できますが、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、一定の加算額が加わります。

**受付期間** 4月1日～平成28年4月末日

**納付特例対象期間** 平成27年4月分～平成28年3月分

#### 持ち物

- ・年金手帳または国民年金保険料納付書
- ・学生証（表裏コピー可）または在学証明書（原本）
- ・認め印（代理申請の場合）
- ・前年就業していた場合、雇用保険被保険者離職票、または雇用保険受給資格者証の写し※郵送でも申請できます（申請書は市ホームページからダウンロード可）

**問合せ** 保険年金課（☎983-2606）

### 継続して学生納付特例を希望する場合

平成26年度に学生納付特例が承認され、平成27年度も在学中の人には、4月上旬にはがき形式の申請書が送付されます。返送するだけで申請手続きができます。※平成27年度から納付書で納付希望の場合、三島年金事務所（☎973-1444）へご連絡ください。

### 3月に卒業後、国民年金保険料の納付が困難な場合

平成27年4月～6月分の免除申請ができます。

**受付期間** 4月1日～7月末日まで

**手続場所** 保険年金課国民年金係（市役所本館1階）

#### 持ち物

- ・年金手帳または国民年金保険料納付書
- ・認め印（代理申請の場合）

**問合せ** 保険年金課（☎983-2606）

